

## 姫路市夢前ケーブルテレビネットワークインターネット加入契約約款

姫路市（以下「市」という。）と姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク（以下「この施設」という。）が行うインターネット接続業務（以下「業務」という。）に加入する契約者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる加入に関する契約は以下の条項によるものとする。

### （用語の定義）

第1条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）電気通信設備：電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気設備をいう。
- （2）端 末 装 置：利用者回線の一端に接続される電気通信設備（パソコン等）をいう。
- （3）加 入 者 回 線：告知放送受信機（ケーブルデム）から前号の端末装置までの電気通信回線（LANケーブル等）をいう。
- （4）メール設定情報：インターネットメールサービスを利用するのに必要なメールアドレス、パスワード、アカウント等の情報。

### （市の提供するサービス）

第2条 市はこの施設を使い、次のサービスを提供する。

- （1）インターネット接続サービス（24時間常時接続）
- （2）インターネットメールサービス（最大15アカウントまで）
- （3）ホームページサービス
- （4）その他、市長が特に必要と認める業務

### （加入資格）

第3条 加入資格は、この施設に加入する者であって、かつこの施設の利用料等の未納がない者に限る。

### （加入者回線等の設置）

第4条 加入者回線及び端末装置は、加入者が自ら設置するものとする。その設置、設定等に関して、この施設では行わない。

- 2 前項の設置に必要な費用は、全額加入者の負担とする。

### （加入者の実費負担）

第5条 加入者が、インターネットを介して第三者が提供する有料サービスを受けたときの費用は、加入者の負担とする。

### （アカウント及びパスワードの管理）

第6条 加入者は、アカウント及びパスワード等のメール設定情報の管理責任を負うものとする。

- 2 加入者は、メール設定情報の譲渡及び名義変更はできないものとする。
- 3 メール設定情報の管理不十分、使用上の過誤及び第三者の使用等による損害の責任は加入者が負うものとし、市は、一切の責任を負わないものとする。
- 4 加入者は、メール設定情報の盗難や第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに市に届出するものとする。

### （個人情報の保護）

第7条 市は、業務上、知り得た加入者の個人情報を第三者に開示しないものとする。ただし、当該加入者の承諾に基づく開示及び裁判所等の令状に基づく開示はその限りではない。

### （利用の中止）

第8条 市は、次の各号の一に該当するときは、業務を中止することがある。

- （1）電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- （2）電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- （2）天災、事変その他偶発的な事故等、市の責めに帰することのできない事由が生じたとき
- （3）通信が著しく混み合い、業務に支障を来すと判断したとき

- 2 市は、前項の規定により業務を中止するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ加入者に通知するものとする。

(利用の休止)

第9条 加入者から申請があったときは、この業務の利用を休止できるものとする。

- 2 申請の基準日を毎月20日とし、基準日までに申請した場合は申請した当該月の翌月から、これを越えた場合は、申請した当該月の翌々月から休止できるものとする。
- 3 この施設の脱退、休止があった場合はその限りではない。

(禁止事項)

第10条 本業務の利用にあたって、加入者の次の行為を禁止する。

- (1) 姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）に違反した行為
- (2) 業務の運営を妨げる行為
- (3) 他の加入者、第三者若しくは町の著作権又はその他の権利の侵害
- (4) 施設を破損する行為
- (5) 他の加入者のメール設定情報等の不正使用
- (6) 中傷、わいせつ等公序良俗又は法令に違反した行為
- (7) サービスのシステムを利用して、第三者にサービスを利用させる行為
- (8) コンピュータウイルス等有害なプログラムをサービスを通じて使用又は提供
- (9) 他の者に損害又は苦痛を与える行為
- (10) 業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為
- (11) この約款に違反する行為
- (12) その他市が不適切と判断した行為

(利用の停止等)

第11条 市は、加入者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用の停止又は利用を解除することができる。

- (1) 第10条に定める行為を行ったとき
- (2) 利用料を3ヶ月以上にわたり納付しないとき
- (3) 加入申込書など届出内容に虚偽があったとき
- (4) その他加入者として不適切であると認めたとき

(業務の廃止)

第12条 市は、運営上、技術上等の理由によって業務を全部又は一部を廃止することがある。

- 2 市は、前項の規定により業務を廃止するときは、あらかじめ加入者に通知するものとする

(免責事項)

第13条 市は、業務の中止、停止又は、廃止に起因して加入者が損害を受けた場合にあっても、一切の責任を負わない。

- 2 市は、業務に起因して加入者が損害を受けた場合にあっても、一切の責任を負わない。
- 3 市は、加入者が業務により得た情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。
- 4 加入者が本業務の利用に関連して、他の加入者若しくは第三者に対して損害を与えたとき、又は他の加入者若しくは第三者と紛争を生じた場合は、当該加入者の費用と責任において解決し、市に何ら、損害を与えないものとする。

(その他)

第14条 この約款に規定するほか利用等に関する定めについては、条例及び規則に基づくものとする。

- 2 この約款並びに条例及び規則に定めない事項又は疑義が生じたときは、市及び加入者は、双方誠意を持って協議の上決定する。

附則

市は、特に必要があるときは、この約款に特約を付することができる。